

議案第12号

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月20日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（昭和62年佐倉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条中「及び別表第2」を削る。

第20条及び第21条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。